

平成26年度 第2回
函館市子ども・子育て会議
会議録（要旨）

日時 平成26年6月5日（木）
午後6時～

場所 函館市総合保健センター
2階健康教育室

1 出席者

- (1) 委員 17人
相澤委員，池田委員，小田島委員，小野田委員，風間委員，数又委員，亀井委員，岸田委員，木村委員，佐藤委員，高田委員，豊田委員，中村委員，原子委員，三浦委員，村上委員，山田委員
(欠席：阿部委員，田中委員，山形委員)
- (2) 事務局 9人
岡崎子ども未来部長，柴田子ども未来部参事，宿村子ども企画課長，畠山子育て支援課長，横川次世代育成課長，加藤母子保健課長，富樫子ども企画課主査，田中次世代育成課主査，關子ども企画課主事
- (3) 傍聴者 8人

2 配付資料

- (1) 函館市子ども・子育て会議のスケジュールおよび協議事項について(概要)
(2) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて
(3) 子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案)の函館市の基本的な考え方について

参考資料 1 函館市における子ども・子育て支援事業計画関連の各種統計資料(訂正・追加分)

3 会議録

発言者	発言要旨
-----	------

1 開会

- 【事務局】 開会宣言
子ども未来部長あいさつ
配付資料確認
会議進行を会長に依頼

2 議事

- (1) 函館市子ども・子育て会議のスケジュールおよび協議事項について

- 【会長】 みなさんこんばんわ。それでは，早速議事に入りたいと思いますが，(1)函館市子ども・子育て会議のスケジュールおよび協議事項について，事務局から説明願います。

- 【事務局】 「資料1 函館市子ども・子育て会議のスケジュールおよび協議事項について(概要)」に基づき説明。

- 【会長】 ありがとうございます。ただいま事務局から説明ありましたけれども何か質問のある方ございますか。
(質問なし)

これは大丈夫ですね。こういうスケジュールで進めていきたいということですので。会議の日程も他の各委員会も，こういうふうになればいいんですけどなかなか決まってくれない。ある日突然決まるので大変なんですけど，こういうふうになればそれに合わせて皆さんスケジュールを組んでもらえればいいので皆さんよろしくお願ひします。

(2) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて

【会長】 質問が無いようなので、(2) 子ども・子育て支援事業計画における、量の見込みについて、事務局から説明願います。

【事務局】 「資料2 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて」に基づき説明

【会長】 事務局から、量の見込みについて、説明がありました。まず、幼稚園とか、認定こども園、保育所、子育て支援事業関係者である皆さんから話を聞いて率直な意見があればお聞きしたいと思います。岸田委員はどうでしょうか。

【岸田委員】 量の見込みについてですか。今年度ですね、5月1日の幼稚園の定員数の調べが出たんですが、見る限りはちょっとずつ幼稚園の方も増えていっているかなという感じがするんですね。5つの幼稚園が園児を増やしています。特に3歳児が多くなってきている。こういうことから考えると、2歳児教育というのを、幼稚園の方で手掛けて研修会をして3年研修をしたんですね、それぞれ幼稚園の方で空き教室もあったりしたので、子育て支援事業として2歳児の受け入れをしたのがそれ以降伸びていっているのかと思うんですが、全体数としては、どうなんですか。木村会長さん補足をよろしくお願いします。

【会長】 木村委員、お願いします。

【木村委員】 これは認定こども園幼稚園機能をもっているという所と、また幼稚園のみというところもあるんですけれども、認可保育所も同じと思うんですけれども、量の見込みについては、現実的な量の見込みを今何%で見ているかというものでありまして、ただ、これよりも増えることが一番いい事なんですけれども、それが実際的に量よりいったら困るということではなくて、国に示す段階の量の見込みしか出せないというのが現実味の部分しかないだろうと私は思っていますので、量の見込みが即、これになっていくというふうには私は考えてないんです。量の見込みを目標にするのか、量の見込みよりも多く機能が果たすような取り組みが必要ではないかなと。私は逆に、この量の見込みが良いんだということではなくて、あくまでも積算して国のベースのジャスト50%、60%で計算されても、本当にそれだけ受け入れる場所があるのか無いのかという部分も出てくるだろうし、実際的に量の見込みの中で入ってくるかどうか分らない段階ですので、私は量の見込みというのは国の示した中から函館市の方で若干下げた数字で出しているんだろうと思っていますし、現実味がある数字を出してきたんだろうと私は考えているところですので、数字ばかり多くしても、それだけの子ども達が即入ってくるかというところと中々難しいところがあるだろうし、経済的な観点から言ってもどうなのかという部分が、これから共稼ぎしてもどうなのかというところもありますし、この一番大きなのは、幼稚園であっても保育園であっても、機能的には本来どの子どもも全部がどの施設でも使えるくらいの量の見込みというか、施策でしていくというのは、幼稚園であっても、今後は認定こども園、将来は認定こども園というのじゃなくて、こども園にするために、この施策をうまく創り上げられるのかというところが一番の問題であろうと思っていますし、国の積算しただけで、

本当に函館市が同じだけのものというか、それよりまだまだ多く出せる部分が創り上げられるのか、それはみなさん方とまた相談しながらいかなければならないんだらうなあと。ただ見込みについては、私はこれだけを目指すというのではなくて、ただ、これは国の施策の中で数字を出さなければならないので、出したものだろうとしか、私は答えようがないのではないかと考えているところです。これは事務局の方からお答えをしていただければと、ただ幼稚園も人数は確保しながらも、やはり預かりその後も次世代育成法に関わらず、独自で私立幼稚園が考えてきたものでありますので、それが今十年経って大分実りあるものになってきたなというのは感じておりますし、満3歳児という、その年度の2歳児を受け入れていくという幼稚園の努力というのも私立幼稚園では行っているのが実態的には実を結んでいるものだと考えていますし、そのところを目に当てて欲しいと考えているところです。

【会長】 分かりました。事務局の方は後から一括して答えてもらえれば、豊田先生。知っている先生方に当てますので。

【豊田委員】 はっきり申し上げて幼稚園の認可定員というのは、現実的に函館市の中では、ちょっと違うんではないかと思えます。しかしながら今幼稚園が行っている様々な取り組み、例えば預かり保育であったり、アレルギーに対する手当をした給食であったり、食育であったり、いろんな形で取り組んできて、これが将来的に認定こども園、0歳から幼稚園における教育というところに繋がっていくんだらうなあと、この幼稚園における預かり保育の数から言えば、当然ながら働く親御さんが幼稚園という選択、産まれて0歳から幼稚園でも預かってもらえるんだというような、そういうようなところに幼稚園がシフトしていくというのは、これは当然の今の流れの中にあるのではないのかという気はしております。しかしながらやはり幼稚園は幼稚園としての教育という観点を見失わないように、我々はまたやっていかなければならないと、量の見込みに関する意見ではありませんが、そのような思いをしております。

【会長】 亀井委員いかがですか。

【亀井委員】 量の見込みについて事務局の方で試算をして説明にもありましたとおり、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を函館市でも行わなければいけないということでやった結果ではありますけれども、このニーズ調査の本来の目的と言いますか、もともとの目的は、例えば都市部における待機児童がたくさんあるところの対象において、ニーズ調査をしてみれば、おそらく潜在的な保育の需要をまとめれば、保育園がないだらうということの一つのはっきり浮き彫りにするためのニーズでありまして、例えばそうでない函館市のように定員割れをしているところに関して言えば、潜在的な部分も加えても、おそらく現状よりも量の見込みは減じていくだらうということが、今回事務局によって示されたわけです。ですから、つまりこの量の見込みの一覧を示すところは函館市においては、新しい保育園をつくる必要がないんだということの示すものの一つの大きな考え方と私は捉えております。そのことだけの事だと思えます。以上です。

【会長】 高田委員どうでしょう。

【高田委員】

函館の学童保育の利用というのは、全国平均からしても低いんですよ。まず、そこが基礎にあります。ニーズ調査を見てみたら利用料が高くて入れないんですと100人位この中にあるんですね。そのことを考えるとそれが2つ目、それから3つ目、今、国が40人定員とか、今ある施設の平米数で子どもの人数が算定されていく、造っていくという形に今なっている時に、たぶん今ギューギュー詰めにしているところは、子ども達のはみ出してしまうというか、そうすると箇所数が増えざるを得なくなるというか、そんな課題がたくさんありまして、機械的に前年がこうだったからというのは、私は「あれ？」というふうに思っていました。

【会長】

中村委員。

【中村委員】

うちはファミリー・サポート・センターなんですけれども、一時預かりとか、病児保育、小学生の一時預かりということで、みなさんに利用していただいています。料金が一時助成されて、基本料金より安くみなさんが利用できるということになってからは、やはり利用する方が多くなり、それから登録したいという方がとても増えました。ただ利用する段階で安くて、いつ行ってもすぐ受けてくれるから「いいよ」というふうな安請け合いみたいな形の考え方をするお母さん方も増えてきたのも確かにあるので、その辺をファミリー・サポート・センターというのは、「こういう所だよ」という基本をきちんと伝えるためには、お母さん達が登録する時にきちんとセンターに来ていただいて、それで私たちのシステムというのはこういうものですよということをしかり理解していただいた上での利用ということをしごく大事にしていかなければいけないと思います。「何か入りたいから電話を入れたのにすぐ登録できないんですか」とか、今利用したいからすぐ入ってすぐ明日使いたいみたいな、それを受けてもらえないんだったら、結局、頼みたい時、頼めないんだったら意味ないとかという考えではなくて、予めきちんと登録してから利用したいという、ある意味ファミリーを利用するということは、それだけ信頼をしていただいて利用するということをしきんとしていきたいので、そこをやっていくのも増えてきてはいるけれども、きちんとしたものをやっていくということには、自分たちも課題なのかなと思っているところです。病児保育に関しても、今は熱は7度台だけれども、預かってみたら9度になってしまったとか、一応座薬で下げておいて、それから幼稚園・保育園でもそういうことはあると思うんですけれども、休めないがために、とにかく行く段階の時には下げて、「今熱ありません」という状態でとりあえず預かってもらってという、そういう形もお母さん達の中では、やっぱり仕事に行かなきゃ、今日行かなきゃどうしても、自分を認めてもらえない、そういう現状もあるために、例えばパートさんとか、コンビニで勤めているような方だと、「別にあなたじゃなくていいんだよ」ということで、1回2回休んだことが、次の日はもうクビになってしまうという、そういう厳しさとかも抱えているお母さんもたくさんいるので、なんとか受けてあげたいと思うんですけれども、私達も9度とか超えると、とても怖いですし、ひきつけをおこすようなお子さんがいると、やはりその辺も慎重に抱えていかなければならないのかなと思って、今間口をきちんと固めてからの利用をということで、これから先私たちの課題だなと思っているところです。

【会長】 量の見込みについて、この数字的なものについては中村委員はどういう考え方をもっていますか。

【中村委員】 見込みに関しては、実際に今現在お子さんを産んで、1人じゃなくて2人3人で増えてきているなあというところ、それから双子ちゃんとか三つ子ちゃんとかも結構いたりするので、今現在は増えてきているというのは、そのとおりでなと思いますけれども、この先、自分たちが生活していくために、その生活力を確保出来ていけるのかどうかという、この1、2年によって、産む人数とかも減ってくるんじゃないのかなと、だからこの状態かなって思っています。

【会長】 なるほど、ありがとうございます。関係する方々にお話を聞きましたけれども全体で何か意見のある方いますか。

【三浦委員】 現場の事よく知りませんが、計画で5年先まで見ているわけですが、そういう意味では、子ども・子育て支援事業、子どもを産み安心して育てられる町ということを度々言ってきていますけれども、やはり今、こういうサービスを受けられる場所が、なるべく市内にたくさんあって、すぐ行ける、必要が生じた時にそういう町であれば良いなあと、単純に私は思いますけれども、そういう意味で、この原案は現時点での、今年出来たのもありますけど、この数字で全部整理されているわけですね。その辺が、ニーズ調査も踏まえたから、まあいいのかなあとは、その結果も考えて、「これでいい」と見たと思うんですけども、そう意味では子育てショートステイだとか、つどいの広場とか、子育てサロン、一時預かり、病児保育、病児保育は1か所だけですか。この函館市内で1か所しかないということが、この先5年先もこれでいいのかどうか、今までもそうであったのは事実なんだけれども、その辺の計画のあり方、計画に盛り込む数値、まちづくりの理念というか、その辺で問題はないのかどうか、その辺が一つ疑問に思いますね。それから追加ですが、子ども・子育て支援事業のメニューで、私個人の事で申し訳ありません。国の資料で見たら13本名称だけが載っているのがある。たぶんうちは該当しないと思うんですけども、11件載っていますが、12件、13件が実費徴収にかかる補足給付を行う事業だとか、多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業を対象にしますよ、今後それがはっきりしますということが書いてあったんですけども、私の見方が間違っているならいいんですけども、11本にしたと言いますか、11本でいいんですよということだけ教えていただければいいんですけども、それだけの話です。以上です。

【会長】 ありがとうございます。他にございますか。

【相澤委員】 この量の見込みを算定することで、結果的に何をするのかということなんです。先ほど他の委員からもありましたけれども、函館市のニーズを見ると、幼稚園、そして保育所、保育園、現在の利用者数と27年度の見込みはほぼ変わらないということで、現在の規模でやるならば、その保育園の数だとか、規模だとかを拡大する必要がないということであれば、ここで論議している意味が如何程あるのかなというふうに考えます。その中で、学童保育の部分でも意見がありましたが、実際には行かせたいけれども、利用料が高くて入れない子も多いと、これも事実だ

と思うんですね。それとファミリー・サポート・センター、要は親が仕事を休めない状況なのでなんとか預かって欲しい、でも施設的には設備そして職員の人数それから職員の資格とかを含めると、受け入れたくても受け入れられないので断っているという状況もあるという報告があったと思うんですが、そういう事を含めれば拡大というか充実させれば、潜在的なニーズは増えていくのではないかなと思います。従って、子ども・子育て支援事業ということで、函館の親が子どもを育てやすい環境等をですね、今は必ずしも満度になっていないのが現状だというふうに思いますので、親が本当はもっと入れたいというニーズは、どこにあるのかということを含めて施設の職員数、そして施設数規模、そして内容、設備を数の見込みからだけ、これで良しという結論にならないんだろうなと思って私は参加してるんですが、そこら辺の量の見込みによって何をするのかという部分との関連を明らかにしていただきたいというのが1点、それともう1つは、10番の養育支援訪問事業、先ほどの説明ですと、9番の乳児家庭全戸訪問事業の中で必要があるというふうに考えられた家庭のところに4名程行っているということなんですが、この必要と考えられたという部分は、どんな観点でヘルパーさんとかを派遣するという対象になるのかということについて教えて下さい。以上です。

【会長】

他にございますか。よろしいですか。最初に木村委員からの質問がありましたし、いろんな方々からの質問がありましたので、順次、事務局の方からお答え願えればと思います。

【事務局】

記憶の新しいところからですが、三浦委員の質問項目、アンケートではなくて、今回の量の見込みの項目については、国に提出するものが11項目となっておりますので、それに基づいて作成しております。ですから見込みの量自体は11項目となっております。それから相澤委員の養育支援訪問事業ですが、こんにち赤ちゃん事業等で把握して、育児ストレスですとか産後うつですとか、支援が必要だというふうに行行政側が認めた場合に保健師ですとかヘルパーを派遣する制度ですので、それについては実績見合いでの25年度ではなく、24年度で5人という数字がございますので、この数字で算定したものです。国からは8番以降につきましては、ニーズ調査によらずに実績等に基づいて算出ということになっておりますので、そのようにしたところでございます。それから幼稚園につきましては、10年、20年、30年スパンでいきますと、1年保育から保育と言っていいのか、1年の通園から5歳のみだったものが、4歳それから3歳というふう利用率が高まってきていることは確かにそのとおりでございます。また、認定こども園につきましては、幼稚園機能の他に保育機能がございますので、3歳未満児を1つの施設として受け入れて3歳になったら幼稚園機能の方に移っていただくという多機能を1つにしているのが認定こども園でございますので、今回の量の見込みで、これでキャパシティ上足りてるから整備がそれでいいのかという部分になるんですけども、認定こども園の移行ということが考えられますので、お子さんが近くで保育に欠ける欠けない、今ですと保育が必要かどうかということに関わらず、認定こども園ですと入れるということがありますので、もし、新規施設が全く不要なのかというところは、今後、提供区域で市内を地域の実情等に併せて分けると、その中で人口や実際に入られているニーズ、それから施設に入られてい

る入所児童数の推移を見ながら、その区域では、提供区域と申しますけれども、足りないのか、それとも足りるのかというものを次回からお示ししながら、みなさまのご意見をいただき、提供体制を決めていくという考えでおります。それから量の見込みの考え方の方法としましては、人口推計が減少傾向にあるものですから、直近の利用率でそこに乗じていきますと、どうしても減少傾向になってしまうので、これは国も直近の率で人口推計に乗じていくということになっておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。またニーズ調査等において、今回潜在ニーズと言いますか、実際は利用されていないけれども、利用してみたいといった方々の声も若干ですけれども、実際の入所率にその分を足して見込みをつくっているものでございますので、27年度は実際の入所の推移よりは多めに算出をしているところでございます。それから定員についてなんですけれども、認可保育所の定員というのは、入所人員に基づいて定員が今10人規模で設定することになっていて、それが保育単価が10人規模で変わるので、結構、入所人員に近い形で定員変更がおこなわれておりますので、若干近いと思っております。幼稚園につきましては、定員の人数によって、給付等が変わってくるということがなく、ここを見ると、認可定員3,950ですけども実際は2,840人しか入っていませんが、その定員の変更というのは、特に変更する必要がないというふうに捉えています。そういったことが乖離しているという状況にございます。学童保育につきましては、次世代育成課の方から説明をいたします。

【事務局】

先ほどお話がありましたように、平成27年度から国の基準で児童1人あたりについて専用区域の面積が1.65㎡や子どもの単位としては40人程度ということで国の基準が定められておりますけれども、いずれも概ねということで、一定程度の幅をもたせた形の表現となっておりますことから、現状の学童保育所の状況では、運用の範囲でなんとか対応できるのではないかと考えております。また、概ねなかなか対応できないという校区がございました場合は、既存の学童保育所の復活ですとか、新規の学童保育所の設置などについても検討したいというふうに考えております。また、保育料につきましては、平成25年度の平均で約月11,500円というふうに数字で出ておりますけれども、これにつきましては、引き続き検討の課題となっておりますので、もう少しお時間をいただければと思います。以上でございます。

【会長】

養育支援訪問事業のこんにちには赤ちゃん事業の中から4人が出てきますが、どのような状態の時にヘルパーを派遣するかという質問が相澤委員から出てますが。

【事務局】

こんにちには赤ちゃん事業ですとか、直接保護者ですとか赤ちゃんに関わっている方がそのご家庭を見まして、育児ストレスですとか産後鬱、ノイローゼ等の問題で子育てに対して不安感や孤立感を抱えていらっしゃる家庭ですとか、虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭といったところから児童の心身の発達が必要な範囲になかったりですとか、出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しているというふうに考えられる児童のいるご家庭に対しまして派遣をしているというところでございます。

【相澤委員】

それでは、今の養育支援訪問事業の対象者というのは分かったんです

が、子どもが障がいをもっている子どもだとか、保護者が障がいをもっている方なんかも大変なんじゃないかなと思うんですが、そういった方に対しては、これとは別の支援体制があるという事に考えてよろしいですか。

【事務局】 相澤委員がおっしゃったような対象の方には、障がい者を対象とした障がい者総合支援法という法律がありまして、その法律の下でヘルパー派遣という事業がありますので対応できると思います。以上です。

【山田委員】 先ほどの養育支援の話なんですけど、市としてはこれだけですけど、病院の方からお産の段階でその後見ている、これはハイリスクという方に関しては、保健所をお願いして保健師さんに家庭訪問して下さいとか、いろんなケースを頼んでいますので、虐待の場合は、その保健所とか児童相談所と連携するとか、かなりの人数保健師さんやられていると思います。ちょっと補足で。

【会長】 ありがとうございます。いろいろな方から様々な質問がありましたけれども、他に全体通して何かありますか。質問に答えていないという方いませんか。

【中村委員】 相澤委員の方からファミリー・サポート・センターについてお話がありました。ファミリー・サポート・センターは、お子さんを見られる提供会員という人たちをセンターの方で行う講習会をしっかりと受けていただいた人が提供会員という形で登録するんですけれども、その人たちが自分たちの家でお子さんを一時的にお預かりする。または相手のお家に行ってお預かりする。あとは送迎をしたりという形でおこなっている事業です。ですから施設があつておこなうというわけではないので、見てくれている提供会員さんの自宅で預かるかという体制になっていますので、受け入れる方が居さえすれば、それはお受けできますよという形になっています。

【会長】 他にございますか。

【高田委員】 利用可能人数というのが出ているんですが、これは何を根拠にして出された数字でしょうか。

【事務局】 基本的に定員の合計になりますけれども、定員の定めていない学童保育所につきましては、実数を算定した人数になります。

【高田委員】 平米数とは関係ないのですか。

【事務局】 関係ないです。

【会長】 他にございますか。

【豊田委員】 この利用人数、実績というものと、27年の量の見込みというのがだいたい似たような数字になっているわけなんですけれども、実際、国が認定こども園制度を推し進めていこうというところには、出来るだけ女性の社会参加というのか労働力というものを増やしていきたいという国の姿勢があるわけですから、この先、幼稚園が認定こども園に手を挙げていくということが、函館市としてはその促進というか、そのあたりに対してどの程度考えておられるのか、それは次回でしょうか。

【事務局】

今回は量の見込みということで、必要量がこの計画期間内にこの位の推計だろうということを出しているんですけども、まさに次回以降で、提供体制の確保の方策ということを出していかなければいけません。その時には、これは1つの実人的なものですけれども、おっしゃる通り国の方向性としては、認定こども園の推進といいますか、そういう方向性は打ち出されておりますので、認定こども園になりたいということで、しかもさまざまな条件が具備されている場合には、それは市の方では基本的には審査をして弾かれるということがあるかも知れませんが、その方向性については私ども受け入れていきたいと思っています。その時には、やはり幼稚園の定員も保育園の定員も両方つけていかなければならないというふうになりますので、必然的に実人数の量の見込みよりも増えていくということも、確保の方策の中では可能だろうと、ありうるだろうと思っておりますので、そういった体制を整備する中で実際にさまざまな女性の進出とか経済的な動向の変化だとか、そういった不可抗力への対応ということもできるだろうというふうに思っておりますし、また、これはあくまでも計画ですから、ローリングをしていく中で状況が大きく変われば、それはそれで変更していくことも吝かではないと思ってますので、そういった中で、とにかく目標は入りたい子どもたちが、みな入れるような環境をつくるというのが究極の目標ですから、それに見合うような体制の整備はしていかなければならないと思っております。

【会長】

そういうことで次回以降、地域の問題とか区割り、今6地域ですけども、それがどうなるのかどうか、そういったものも加えて次回以降検討していければ。

【豊田委員】

要望なんですけれども、先ほど2歳児の幼稚園での受け入れの話を出しましたが、幼稚園では大規模な施設の改修などが不要で現在の幼稚園で2歳児を受け入れるのは十分可能で、受け入れることはできます。それで親の要望として、2番目の子ども、幼稚園に子ども預けているんですけども、2番目の子どもを産みたい時に、下の子ども2歳児で入れるようなということで希望しています。それから近所に群れて遊ぶ場所や群れて遊ぶ子どもがいないので早く入れたい。早い時期からの幼児教育を希望している。こういうのがニーズが高いと思いますということで、幼稚園での2歳児の受け入れの実態や役割を適切に評価して地域子ども子育て支援事業などにしっかりと位置づけて財政措置を確実にこなしていきたいということを要望したいと思っていました。よろしくお願いいたします。

【会長】

三浦先生。

【三浦委員】

前回のことも今日のことも引くくめまして、相澤委員からもご発言があったんですけども、素人考えでよく分からないですけども、要するに前回やった施設型給付、それから地域型保育給付、今日の子ども子育て支援事業、要するに聞きたいのは、函館で産み住み産まれている子どもさんの扱い方として、大抵的に子ども・子育て会議で議論した結果で先ですけども、一定の了解をいただいて、はっきりさせていくとなった場合、子どもの扱い方に公平さを欠くことがなければいいと私は思うんです。それぞれ違いますよね。それから家に普段居て、保育園に

も幼稚園にも行っていない方もいるでしょうし、それから同じ保育園でも、いろいろスペースが違うものもあると思うんですけど、その辺で、1つは相澤委員のご発言に関連して障がいをもった子どもさんの扱い方、これは基準には、特に無いようですよ。謳って無いんですかね。スペースだとかハード面、ソフト面、それをサポートする人のあり方とか、その辺がどうなのか、それから要するに対外的に我々子ども・子育て会議で議論をして、市民の代表が出てスライドされてOKをもらいましたといくまでの間には、やはり子どもの扱い方としてバランスを欠くことがあってはいけません。そうしますと1つは、子どもの権利条約というのがありますよね、普段は我々あまり気にしていませんけれども、ご承知のとおり、これは平成6年に日本が批准をして効力を発した。それから障がい者の権利に関する条約、この中に子ども、障がいのある児童についての規定がありますけれども、これは今年の1月に批准され2月19日に条約発効している。結果的には日本国憲法に次の法的効力を持つ国内法規範となったわけですね。国も自治体もそれに従わねばならないというのが理論ですよ。我々これからはこの条約が2つあって、常日頃は気にしないで仕事しているのが正直ベースなんだけれども、やはりどうあるべきかというのは、条約というのは、ちゃんと国はもちろんのこと、自治体も守るべきものだ。その検討を経てそして最終的に固まるものだと私は思うんです。その辺ね、これからまた議論が続くと思いますけれどもその視点、要するに障がいをもった子どもさんの扱い方として種類とすれば、施設型給付、地域型保育給付、子ども・子育て支援事業の間で公平さを欠くことがないかどうか、特に条約から見ていきますと、子ども権利条約でいきますと、第3条の子どもの最善の利益、大人、親はいいかも知れないけれど、子どもから見てどうでしょう。例えば保育園であれば、日曜日になるともう実は現実論として若いお父さんお母さんは遊びに行きたいと、子どもを保育園に預けて行って来ます。正直別に何も言えないかも知れないけど、そういう形があった時に、それは子どもの最善の利益ではないんじゃないだろうか。ただそれを保育園・幼稚園の経営者はどうするかというのは中々難しいけれども、精神のあり方としてそういうのがある。それから障がい者の場合にも、障がいの権利に関する条約でいくと第7条に障がいのある児童の扱いというのが規定があるわけですよ。やっぱり精神は同じだと思いますよ。そういう意味で子どもの立場に立って果たして子どもに最善の幸せであろうか、どうであろうか、あるいは親も一生懸命考えてくれているでしょうが、子どもの立場になるとまた違う結論があるんじゃないのか、その辺を我々は両方考えて行政というものは形を決めていかざるを得ない。そこは国ではなくて、市も日本国の行政団体の一立場だから、そこはきちんとそういう目を一回くぐらせましたという形は厳然として残さなきゃダメだと私は思うんですよ。そういう意味で、今日結論出すことじゃないかもしれないですけども、その視点をどうか最後の結論まで一貫して函館市がそういう意味でちゃんと見ていますというそういう形を取れるようにしていきたいなとお願い、我々自身も含めてのそういう注意と言いますか申し上げます。

【会長】

今日は量の見込みについてのディスカッションの場で理念とかそういうものについては、スケジュールにもあるように7月31日のところで

ディスカッションをすることになっていますので。

【三浦委員】 それは量にも関係あります。

【会長】 次回に理念といったものは話をしましょう。先生がおっしゃられたものはメモしましたので次回出てくると思いますので、今日は量の見込みについてということで、どうでしょう。今回、函館市がつくってきた量の見込みの考え方、そういったものについては、この方向でよろしいということで良いですか。今、良いという意見がありましたので、量の見込みについてはこの考え方でやっていくということでお願いしたいと思います。だいぶディスカッションされてきました。

(3) 子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案)の函館市の基本的な考え方について

【会長】 次に(3)子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案)の函館市の基本的な考え方について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「資料3 子ども・子育て支援に関する各種設備・運営基準関係条例(案)の函館市の基本的な考え方について」に基づき説明

【会長】 いま説明がありましたが、何か質問のある方はいらっしゃいますか。

【豊田委員】 これは函館市の上乗せの基準というのは、これだけなんです。例えば調理室の問題だとか、すべて国の基準に併せるといふふうに考えてよろしいでしょうか。

【事務局】 そのように考えております。

【会長】 他にございますか。

【相澤委員】 先ほど、三浦委員も言っていたことなんですが、子どもをどう捉えるかという視点が一つ必要だと思うんです。それと施設運営基準の中で1番最初に子どもの身体的、精神的、社会的な発達のために必要な水準を確保するための基準というふうに書かれているんですが、この基盤になるものは、やはり私も子どもの権利条約の理念ということが入るべきだと思うんです。これは大人側からだけ見たもので、この基準を決めるのではなくて、本来的に子どもに保障された権利についても基づいて決められていくべきものだとは思いますので、出来ればどこかにその1項を入れていくべきだと考えます。以上です。あと、もう一点、3ページの(3)の(4)自然災害を想定した非常災害の対策の実施ということで函館市基準案上乗せで載っているんですが、これは、国の防災対策ということなのか、それとも大規模な津波や地震が起こった後の復興をするまでの期間も含めて、子ども・子育てという部分での何かを設けるという意味なんですか、という質問です。

【事務局】 地震や津波などの自然災害の想定は、左側にございます非常災害時の避難する計画や避難する訓練、そういったものに自然災害を含めて下さいという規定を盛り込みたいと考えております。

【相澤委員】 権利条約の理念については。

【事務局】 実は、文書法制課等と本基準につきましては、国の省令に基づいて条

例設定する根拠がございますので、それに例えば無いものについての基準案の条例化という部分は、省令にあれば良いんですけども、根拠規定等については文書法制課等と協議させていただきたいと考えております。

【相澤委員】 避難訓練等の部分での防災という観点でしたが、おそらく幼稚園とか保育園はですね、災害の後、おそらく一時的避難だとか、乳幼児を受け入れなきゃならない状況等が出てくるのが想定されるのではないかなと思うんですね。そういうことが想定されるのであれば、そのために最低限必要な設備とか備品だとかという部分も検討しても良いのではないかと思いますので検討をお願いします。

【事務局】 大事なお話だと思います。ただここは基準ですから、そういう例えば備品ですとか、そういったものをもって災害後の対応にも意を配するということになりますと、また今後次世代の計画等で議論をしていただくというふうに考えております。それから子どもの権利条約の理念ということでのご指摘があったかと思っておりますけれども、新制度の基盤になります国の基本指針というものが、未だ案の段階ではございますけれども、発表されていまして、それに則って、例えば量の見込みですとか、そういう各論もありますけれども、大きな理念というのがつくられておりまして、その中で権利条約に基づく個々の子どもの権利と言いますか最善の利益という言い方をしていたかと思っておりますけれども、そういったものへの留意ということは、理念の中で表明されております。それを受け止めて国の全体的な施策というものが構築されているという流れになっております。以上でございます。

【会長】 それは次回出てくるのですね、理念は7月31日に。

【事務局】 案の時点のものは、すでにお示ししております。案がまだ、多分そのままいくと思うんですけども、国の手続き上、案がまだ取れたものとしての公表はされていません。それを待っていたら作業が進めることができないものですから、案がついたものでは、前々回と思っておりますけれどもお示しはしておりました。

【会長】 他にございますか。

【高田委員】 前回もちらっとお話したんですが、これ条例案ですので、一応意見だけ述べさせていただきたいと思っていました。まず学童保育のところ、従事するものというところは、1名だけ支援員で良いみたいな表現になっているのは如何なものかというふうに思っております。今、函館市も研修に一生懸命になっていただいて年6回ですか、研修をやったり、独自に研修をやったりとか、すごい努力しているところなものですから、この表現はちょっと弱いなと思っています。それとみなさんどこでも専任指導員というのを目指していると、ここも言っておきたいと思えます。指導員さんというのは、施設管理とか保育準備とかも、ずいぶん仕事されていて、1日8時間、週40時間という労働とか、実際にあるということからすると、この辺はどうなのかということと、それから開所時間ですけど、保育園もそうなんですけど、1日8時間以上とか1日3時間以上という表現があるんですが、これは変わらないんでしょうか。実態としては朝7時半から夜7時まで長期休み、土曜日保育してますし、学

校ある時も5時間だと2時半位なんですけど、実際の保育は2時半から7時まで保育をしているのが通常になってきているので、これは実態とかなり違うのですが、その辺は、どういうふうな抑えをしていったらいんでしょうか。それと施設なんですけど、先ほど1.65という話が出ましたけれど、先程、保育室を含めて3.3という話も出ましたけれど、身体の子が畳一畳しか与えられてないという現状は、本当に凄まじいものですよ。そのところは国の基準そのままをスライドさせるのかなというところで、一応意見だけ述べさせていただきます。

【事務局】

この基準については、あくまでも最低基準ということで、この案だけは記載していないんですけれども、国の基準でも事業者の責務として最低基準を超えて常に向上させなければならないという形で規定されておりますので、こちらについては条例にも規定したいというふうに考えております。また、いろいろな現状もお話いただいたんですけれども、そういった現状も踏まえた中でこの基準の他に標準モデルということで市の学童保育所が理想的な姿を示していきたいと考えていますのでよろしくお願いたします。

【会長】

他にございますか。はいどうぞ。

【佐藤委員】

先ほど学童さんからお話があって、私の子どもが学童さんに通わせてたわけではないんですけれども、近所にある学童さんを見ると、先ほどのお話もあったようにギューギュー詰めで、かなり窮屈な環境でやっているなど、すごく思います。これから共働きの方が増えてきて、児童数は減るかも知れませんが、利用率というのは上がっていくのではないかなと、逆に上がるように利用率ですとか、質の面で手当てして、女性の仕事に対する取り組み方を援助するような、そういう利用ができるような学童さんというか、これは小学生の放課後の一時預かりもそうだと思うんですけれども、小学校に上がる前の保育所だとか幼稚園の話がすごくたくさん出ているんですけれども、小学生もかなり経済的な面で学童に行かせられなくて、かなり危ない環境で放課後過ごしている子とかもたくさんいますので、ぜひ学童のことに関しては経済的な面でも質の面でも支援員の方の待遇というか、そういう面でも手当てしていただきたいと思いますと思います。量の算定というところでも子どもが減っているから人数減っているんですけれども、利用率というのを考えると、逆に上げていくような、そういう働きかけというのをしたいなあとというふうに思います。以上です。

【事務局】

今、学童に関わってさまざまなご意見、要望いただいたところでございますけれども、確かに学童保育というのは、若干ずつでも利用率が上がってきているところもありますし、就学前の保育園や幼稚園に較べるとまだまだ歴史も浅いですし、整備も行き届いていないところもあると、未開拓の分野ではないかなと思っております。そういう意味では今それでも新制度に併せて国が基準化をしてきたこれまでガイドラインということで、あるいは国の要望ということで取り扱ってきたものを基準化して条例化するということでは、最低基準を担保するという意味では大きなことではあります。ただその上でさらに環境を改善していくということになりますと、市独自で標準モデルというものをつくって、あるべきさまざまな指標、保育料ですとか、そういったものについて、どれが理

想的な姿なのかというものを打ち出して、それに向けて私どもがその要求を予算獲得をして環境を向上させるという努力をしていくという形で進めていこうと函館市では考えております。以上でございます。

【会長】 佐藤委員，よろしいですか。

【佐藤委員】 はい，よろしくお願いいたします。

【会長】 なかなか前向きな回答が出たところですが，他に質問はありますか。
(質問なし)

(4) 次回日程について

【会長】 次回の会議の日程について，事務局からお願いします。

【事務局】 次回の日程でございますが，7月31日木曜日，午後6時から今回と同じ会場で行います。委員のみなさまのご出席をよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは，次回の会議は，平成26年7月31日木曜日，午後6時から，今回と同じ会場で行うということですので，委員のみなさまよろしくお願ひします。

(5) その他

【会長】 最後に(5) その他ですが，事務局から何かございますか。

【事務局】 特にございません。

3 閉会

【会長】 それでは今日の議題全て終了しましたので，本日の会議を終了したいと思います。どうも皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。